

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十五号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（平成十三年十月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「抄本」の下に「（外国人にあっては、本籍の記載のある住民票の写し）」を加える。

「氏名

第十一号様式中「氏名」を旧姓・通称名に改

（併記を希望する場合）」

め、同様式に次のように加える。

添付書類

1 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名若しくは本籍に変更があった場合又は旧姓若しくは通称名の併記を希望する場合は、それぞれその内容を確認することができるものに限る。）

2 合格証書

第十三号様式中「はり付け欄」や「貼付け欄」に「氏名」を

「氏名

旧姓・通称名」に改め、同様式に次のように加える。

（併記を希望する場合）」

添付書類

1 免許証を破り、又は汚した場合は、破り、又は汚した免許証
2 免許証に旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、当該旧姓又は通称名を確認することができる戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写し

第十三号様式中「はり付け欄」や「貼付け欄」に「氏名」を

「氏名

旧姓・通称名」に改め、同様式に次のように加える。

（併記を希望する場合）」

添付書類

1 免許証

2 戸籍謄本又は戸籍抄本（外国人にあっては、本籍の記載のある住民票の写し（通称名の併記を希望する場合は、当該通称名の記載のあるものに限る。））

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のクリーニング業法施行細則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後のクリーニング業法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。